

「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）」 に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和8年5月14日
沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務概要

(1) 業務名：沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）

(2) 業務目的：

沖縄鉄軌道については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会の実現等の観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組むこととしている。

本業務は、約6万2千件の県民意見や有識者検討会の意見を踏まえ策定された『沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成30年5月）』のルート（C派生案：58号、330号）を基本に、調査を行うものである。

令和8年度業務では、令和7年度に算定した費用便益比（概算値）を、有識者による検討会に諮り、意見・助言を得ながら最新の費用便益比を算定（2カ年計画の2年目）し、鉄軌道導入による効果を整理するものである。

(3) 業務内容：

「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）仕様書」のとおり

(4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月26日まで

(5) 予算額：50,248,000円（消費税[10%]税込み）の範囲内

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書（以下、「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）仕様書」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に、鉄軌道又は道路に関する費用便益に関する調査・研究等を行ったことがあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 配置予定技術者については、博士「工学」、技術士（総合技術監理部門・建設〔鉄道又は道路〕又は建設部門〔鉄道又は道路〕）もしくは RCCM（鉄道又は道路）の資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置（担当技術者は少なくとも 1 名配置）すること。
- (9) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記（2）～（7）の要件を満たすこと。

2. 書類等の提出場所及び問い合わせ先等

- (1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階
沖縄県 企画部 交通戦略推進課 次世代交通計画推進班（担当：笹原、西里）
電 話：098-894-2616
メール：sasahark@pref.okinawa.lg.jp
- (2) 質問書、企画提案書の提出場所及び提出方法
質 問 書：2（1）のメールアドレスに送付（必ず担当者に受信確認すること）
企画提案書：2（1）の場所に持参又は郵送（到着確認可能な手段に限る）により提出

3. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。
- (7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。
- (8) 土木設計業務等積算基準による積算とする。